

保護者の皆様

有馬高等学校長

令和5年5月8日以降の県立有馬高等学校における教育活動等について

日頃から本校の教育活動等にご理解、ご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行に伴い、神奈川県教育委員会から教育活動等の変更に関する通知が発出されました。つきましては、本校でも次のように対応することとしましたので、引き続きご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

基本的な感染症対策を講じながら、通常の実施活動を実施する。

ア 基本的な対応

- 教室、職員室、部活動の活動場所等においては、気候上可能な限り、2方向の窓を開けて、常時換気を行う。
- 生徒、教職員のいずれにも、教育活動の実施に当たり、マスクの着用を求めないこととする。
- 次の場面においては、生徒、教職員のいずれにもマスクの着用を推奨する。
 - ・ 登下校時（通勤ラッシュ時）に混雑した電車やバスを利用する場合
 - ・ 校外学習等において医療機関や高齢者施設を訪問する場合
- 感染不安があるなど、様々な事情により、マスクの着用を希望する生徒等がいることから、生徒にマスクの着脱のいずれも強いることのないようにする。
- マスクの着用の有無による差別や偏見等がないよう、生徒に対して適切に指導する。
- 校内で感染が流行している場合は、「感染リスクが比較的高い学習活動」の実施に当たり、活動の場面に応じて、一時的に、次の対策を講じる。
 - ・ 「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えること
 - ・ 生徒の間に触れ合わない程度の身体的距離を確保すること

イ 出欠席等の対応

- 新型コロナウイルスに感染した場合は、「出席停止」とする。（発症した後5日経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで）
- 新型コロナウイルスワクチン接種日当日に欠席した場合は、「欠席」扱いとする。
- ワクチン接種後の副反応の疑いについては、これまでの対応を継続する。
 - ・ 副反応であるか不明だが、接種後の体調不良による欠席は、学校保健安全法第19条による「出席停止」とする。
 - ・ 副反応であると診断された場合は、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」（出席停止）とする。
- 学校において濃厚接触者相当の者の調査は行わない。

問合せ先

副校長 河野

電話 046-238-5961